

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 3 2 号	三田市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
保育振興課	<p>【改正趣旨】 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第49号）及び同令により改正される家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）をもとに、三田市における地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を改めようとするもの。</p> <p>【関係法令】 児童福祉法（昭和22年法律第164号） 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）</p> <p>【改正内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第6条第4項及び第5項（新設） 家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保をしないことができる規定。この場合において、家庭的保育事業者等は、利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市長が適当と認めるものを、卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない旨の規定の整備 2 第45条第2項（新設） 満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保をしないことができる規定の整備 3 付則第2条第2項 付則第2条の経過措置が適用されている事業者のうち、家庭的保育者の居宅以外で保育を提供している家庭的保育事業については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理の原則の適用を猶予する経過措置を「10年」とする規定の整備 4 付則第3条 経過措置の期限を更に5年間延長するための規定の整備 <p>【施行期日】 公布の日</p>